

一六四〇年のマカオ使節に関する一資料

箭内, 健次

<https://doi.org/10.15017/2332993>

出版情報 : 史淵. 78, pp.19-28, 1959-03-20. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

一六四〇年のマカオ使節に関する一資料

箭 内 健 次

一般に寛永十年（一六三三）二月二十八日の幕令を以て始まるといわれる徳川政権の「鎖国」政策は徐々に禁止の枠を拡大し、ついに寛永十六年（一六三九）七月四日の法令によつてほぼ法制的完成をみた。すなわちこの令においてキリシタンに対する徹底的嚴罰主義を強調するとともに、それまで百年の間（一時断絶はあつたが）渡来を認められていたポルトガル船の入港を嚴禁し、これに違反するものには断罪に処すべき旨を告示した。この事は百年の間日本貿易を掌握し、傍らキリスト教布教に指導的役割を演じたポルトガルの対日外交に終止符をうつたものであるだけに、当時の日本をめぐる國際政治の上に劃期的な意味をもつものであつた。このポルトガル船来航禁止は彼らの極東における出先最高機關であるマカオ政府にとつて、正に致命的打撃を与えるものだけに、これが対策に狂奔した彼らは、翌四〇年使節を日本に派遣して、幕府当局に陳情を試みようとしたが、幕府は前年公布の幕令を忠実に実施して、使節ら六十一名を斬罪に処するという我国対外交渉史の上で未曾有の嚴罰を以て酬いたのであつた。この事は当然ながらポルトガル当局には甚大な衝動を与えたものであり、本事件に関する詳細な報告が翌年早くもマニラで刊行されており、又その経緯についてもさきにボクサー教授によつて論ぜられて¹⁾いる、しかしこの事件については日本側に伝える所は少く、僅に通航一覧に収められた幕府の捷達などにすぎない、²⁾所が近年熊本大学の所蔵となつた八代松井家文書の中に「異国天川よりの誓の書付」と題する

文書あり、当時の交渉を記した珍らしいものである。ここに本文書の紹介をかね、二三論じてみたいと思うものである。

1 *Relacion del illustre, y glorioso martyrio de quatro Embaxadores Portugueses de la Ciudad*

de Macan. Manila, 1641 (Photo-press by the Central Library of Tenrikyo. 1932)

Boxer, C. R. Embaixada de Macau ao Japão em 1640. Lisboa. 1933.

2 通航一覽卷一八三(刊本第五、二十八頁—三十四頁)

一六三七年から八年にかけて起つた島原の乱は幕府のキリスト教禁圧対策を中心とする「鎖国」への心構えに決定的断を与えるものであつた。そしてこれを決行する為には国内における布教の芽をつみとるとともに海外からの渡来をシャットアウトする必要に迫られた。こうして先ず日本人の帰朝禁止が強行され、同時にポルトガル船の来航を禁止したのである。そしてこの旨を来朝のポルトガル船主に伝達せしめたのが三九年九月一日の事であつた。当然それはマカオのポルトガル当局者に伝達された。しかし此事は彼らには堪えがたい事であつた。当時マカオをめぐる情勢はポルトガルにとつて極めて不利であつた。嘗ての独占時代の夢は全く破られ、オランダ船はしばしばその定期航海ルートに出没して脅かし、ゴアとマカオを結ぶ通商路は一六三五年英国東印度会社との協定に基きイギリス船に頼らざるをえず、同時にこの事はイギリスの対支進出の機縁を作ることにもなつた。従てポルトガルのマカオ当局者は対日貿易を維持する為には何者をも犠牲にするとの決意であつたであろう。この時幕府の方針が彼らの来航の禁止を通達したため彼らはここにゴアの当局及び、同じ立場のイスパニヤのマニラ当局に通報し、協議の末今一度幕府の翻意を求むべく四人の使節を派遣したのが四年三月であつた。

マニラ政庁において本問題について協議した内容については本文書に次のごとく見えている。

一今度従天川為使者ミゲルデマセイと申かひたん同出家三人此地へ申來候ハ去年天川人常のごとく日本へ渡海仕候処ニ日本へ伴天連を渡申議曲事よて候と商売の御赦も無御座候まま荷物つみなから天川へ御戻是迄以來之渡海御停止被成而天川中迷惑仕候間呂宋より日本へ伴天連渡海堅くとも可申ニ呂宋の屋形へ申越候是ニ付とんせはすちあんうるたあとまるすさはたあんによあんばれすのれうごデラアワとんゑるなんとけれいろべいれかるろすへれハとみんこすへるいせラウニモやれいてようほうやれいへるとへれいるうかすふらんしすミでらうあじゆあんでふゑらすへれいあんでれすとろれんせセラウにもゑんりけするいすあんそかふりゑるのうりとべいとろばぬしうす天川へ渡し使者ミけるてませいと同出家三人べれいへいとろへれいべんといろんどごべや右何茂一所ニ集候所ニ呂宋の屋形被申候ハ内ニいすはにやの帝王より我等ニ日本へ伴天連渡海仕候儀阿しく候ニおいてハ何時も留め候へと被申付候間今度天川之儀ニ付伴天連日本へ渡海之所堅留申上就夫呂宋中嶋之の役者ものかしら仕候者共日本へ伴天連渡海の船大小ニと之事於有之ハ留可申候此儀帝王の御意にて候間弥相守一事若相違御座候ハハ面々之役儀取上其上銀子貳拾貫目之過錢可為候同在々所々下々の者までも右同前ニ相守可申候又阿るせひすほ我等かかりの出家ニ右之御御法度髓ニ相たもち候様ニ被申付候若相違之出家於有之ハ其役又知行までも可取上候諸門流之司々も先々之門流共出家ニ後生ニかけ堅申付候、右之条々相違有ましき段連判如此候也

氏名省略（文中のものと同じ）

文中に記すごとく当時のマニラ政庁においては日本への宣教師渡來に関する協議を行い、潜入防止を誓つたものであるが、これは以前より総督が教師の日本入国を厳禁してひたすら対日關係改善を圖つたにも拘らず教師及び教団の指導者たちがこれを冒して潜入した事実省み、ここに在マニラのイスパニヤ人上層部全体の総意として禁止を約したものであつた。又同年十一月一日マカオにおいてポルトガル当局者が協議した内容については同文書に次のごとく見えている。

異国よりきりしたん宗門以来日本は渡し申すまじき調儀天川にて相究候一札

一今年日本上様為御意式艘のかりうた此地^のの荷物つみながら罷戻候而^も霜月朔日にかひたんぜらるとんせはしちあんウ
ラボダシルベラ天川年寄中より中ビスポノ名代同サントミンゴスサンアグステイニヨサンフランシスココンハニヤ右四
門流の司^々一所ニ集り居候而日本上様御奉書を以御停止被成候趣^に承候然者数年天川仁ニハ御朱印ヲ頂戴仕候故日本
ニ御願にて身命を続候処ニ今ハ渡海御停止被成候事迷惑一大事と存候間御法度を守り如前ニ御意ニ入申事專一候いつれ
も相談仕候殊いすはにやほるとがる帝王も間々日本之御法度背キ不申様ニと被申付候然ハ今度御停止被成候根本ハ御法
度之伴天連渡海仕候故にて御座候間尤前廉よりも天川より渡り不申様ニ申付候へ共弥自今以後渡海不仕様ニ天川中も寺
々ノ諸出家共ニ堅申定候故以来誰にても伴天連日本へ渡り申才覚手つかひ心付仕り或ハ其船ニ乗もの於有之ハ死罪たる
へしと答又伴天連日本へ渡候才覚被存候而申出者へは褒美として銀子四拾貫目つつもて又物なり申出さるもの後日ニ知
申候者可為死罪とかひたんぜラル天川年寄中帝王之名代として申定候同ビスホノ名代同右之四流之司も以来伴天連日本
へわたり申間敷と堅談合し候間諸出家ニ後生ニかけて堅申付候此趣少も相違可有間敷候間以来伴天連日本へ渡し申し
きとの儀命にかけ御談合^に可被申候是により何国^の御法度の伴天連渡海を留可申候段呂宋之屋形諸門派の伴天連沿海
を留め申様ニ以使者可申越と相談極申候右之段々相違有之間敷此段連判如此候事

ひすほ名代

シユハンヘレラコヘルナトル

かひたんセツル

トンセハスアラウボタシルベイラ

サントトミンコスノ司

ヘレイアントウニトサルマドル

サンフランシスコノ司

ヘレイシユアンデゼス

サントノアグステイニヨノ司

アントウニヨルビノ

コンハニヤノ司

マノヘルデテガリヨイスコウテイニヨ

(以下省略)

如

霜月朔日

右のごとくマカオの場合も基本的にはマニラ当局と意向は同様であつた。幕府の法令発布の原因が「御法度の伴天連渡海仕候故にて御座候」とする観察に止る限り、伴天連の渡来を世俗両当事者が堅守することが解決策であると見るのは当然であつた。

右のような両地当局者の協議決定書を持参して長崎に到着したパチエコ以下四人の使節は、五月十七日連名を以て長崎奉行に陳情書を呈出した。

急度啓上仕候天川惣代之為使者四人之ものはまで致渡海之早速其元へ雖参上仕度候従上様御法度之被仰付候間憚多奉存爰元ニ船掛仕候願仰其許へ致伺出従天川訴訟之意趣具申上度儘如此御座候恐惶謹言

辰五月十七日

ルイスパイスハテイコ

ロテレコサンテデハレテス

コンサルモンテロデカルハリヨ

シマンハスデハチャ

長崎

御奉行様

二日後の十九日には更に詳細な陳情書を呈出した。すなわち

一 去年従爰元荷物積ながら罷出候式艘のかりうた十月五日天川へ着岸仕候此使日本上様御法度之旨具承天川中迷惑仕候事
頭申尽之余□□□認ハ書きをはたくみ可申様も無御座全多飢死仕候事其隠無御座候事

一 右之儀ニ付天川中時刻うつさす過分之入目をいたし船を以こしらへいんちやの屋形まで遣候て迎よりいすはにやほると
かるの帝王を始国々年寄寺々の司ニ茂右之様子具書遣候事

一 天川中かひたん役者ひすほの名代等との司之儀ニ付ハ一所ニ集居申処ニ天川年寄中各々申候ハ此天川前ハ事之外せはく
不弁ニ御座候へとも今ハ日本上様御願ニよりは程ひろまいか上様之御国中と□□同然ニ御座候間万事御法度をたち立た
かひ可申事本意にて御座候いすはにやの帝王もかように仕候へと堅被申付と申渡之扱此談合ニ相定候事共御書付差上申
事

一 各談合の刻此儀ニ而□呂宋へ使者を差遣被申定候故天川の宿老老人同寺之出家とも霜月の比差渡候へ共大風にあひ道具
はなし乗もとし申候もとより渡海のため時分極悪敷御座候へとも上様御法度之出家日本へ渡海片時も怠ニ不申事に□舟
を調□□□人衆差遣被下様ニ仕候而成共上様御意ニ入申度重存にて御座候事

一 呂宋之屋形右之趣承所々宿老あわせひすほ寺々の司相集談合仕相定申趣之書物唯今差上申事

一 天川人日本上様御願にて今まで身命つつき申ことく以来共々御願ならてハ相続可申様も無御座候間御あわれみの上以前

のこたく日本へ渡海仕候様ニ具御訴訟之段天川中より家々を各名代ニゑらひ爰元へ差渡候事

一以来呂宋いんちやこらんまるか又何方よりの出家日本へ渡海仕間敷差渡候て天川へ参候舟荷物共々船中之物共皆々いかやうにも御許可被成此儀を天川中名代として慥ニ申上候此等の趣能様ニ被取成候て可被下候奉願候事

五月十九日

四人之使

長崎

御奉行様

この使者の上申に接し幕府は加々爪定澄と野々山兼綱とを使節として長崎に派遣せしめ、彼らの渡来は前年の禁令を犯したとの故を以て厳罰に処することし六十一名を斬罪とし、乗船を焼き、僅に十三名の下級船員のみをマカオ政庁に報告せしめるためにジャンク船を与えて帰国せしめるという嘗てない処分を行ったのである。この際持参せしめた幕府からの諭告文にはその旨を明記した。尚この事件についてバタビヤ城日誌一六四〇年十二月三十一日の条にはこの幕府の上使が西下の際、老中より長崎奉行への命令書を手交したことを述べ、その中にこの処置は彼らポルトガル使節が口頭を以て尤らしくキリスト教弘通の禁止を述べていながら、書翰にはこの事に全然触れる所がないことを甚だ不当であるとして彼らの言が信じられぬ故ここに厳罰に処する旨述べている。⁽¹⁾

このようにこの一六四〇年の渡来使節は前年の禁令をそのまま実行に移され、しかもそれは我国の鎖国時代を通じ最も厳しいものであつた。即ちポルトガル人は如何なる形においてもせよ日本に到着した場合は直ちに殺されるといふ冷厳な処置に当面せざるをえなかつたのである。

ところがこの厳肅極まる処置は忽ちにして弛緩したかに思われた。この事は七年後に再度派遣されたポルトガル使節即ちゴンサロ・シケイラ・デ・ソイサラ一行が一六四七年七月二十六日長崎に到着した時に示された幕府当局の処置で明らか

かであつた。

彼らは一六四〇年祖国がイスパニヤ国王の支配から自国王の支配に復帰した事を報告するという名目で日本との国交再開をその使命としたものであつた。彼らの来朝を聞き、九州の大名たちことに長崎警備の任にあつた黒田侯をはじめ西日本の大名は藩兵を長崎に集め幕府の命令を待つたばかりでなく、他方長崎港内に船橋をかけて、ポルトガル船の脱出を防止するなどの準備を整えたが、幕府自体の命令は殊の外穏かなものであつた。勿論使節の使命である国交再開は拒否されたものの、彼ら一行の生命は保証されて退去が命令されたのみであつた。このことにつきボクサー教授は、「どのような口実によろうとも日本にきたすべてのポルトガル人は死罪に処せられるという一六四〇年の「不変」の鎖国令が発布後八年目に日本人たち自身がそれを破るのを許したのである。これは日本人が不必要な殺戮をさけようとした人間的な美しさによるものか、或はオランダ人がわれわれを信ぜさせようとしたように若しも彼らがポルトガル人を殺戮したとすれば、ポルトガル人によつて復讐されることを恐れたのか、読者自身で判断されたい」と述べているのである。⁽²⁾

長崎において使節と手交された奉書中にはその件について

今度はポルトガル代かはりの御礼として、使者相渡候由、其上無異儀港へ船を入候間、不及被行咎事

としてありその点ポルトガル資料も同様である。しかしこれはいわば理由づけるための理由であり、さきの四〇年の使節とは決して本質的な相違はない。現に宣教師の渡来の問題についてみても、四〇年の渡来者は

使節

四人

ポルトガル土官

十二人

イスパニヤ土官

二人

混血（東洋人との）

二人

マカオ出身	中国人水夫	四人
中国本土出身	中国人水夫	六人
中国人奴隸		七人
ベンガル人奴隸		六人
マラバル人奴隸		四人
バララ		四人
カナリヤ、アチエー、パンパンゴ人		三人
カフラリヤ		三人
マライ		二人
チモール		二人

と分類されるごとく一人の教師も含まれていないにも拘らず前述のごとき処刑をうけているのと余りにも対庶的といわねばならない。その基くところ奈辺にあるかは判らないが、七年間の時間の経過が幕府当局の狂気じみた対ポルトガル政策を漸く冷却せしめたことを物語るものではあるまいか。島原の乱を契機としてキリスト教徒の信仰に対する狂信的態度をまのあたりみ、教師の密入国に手を焼いた幕府がポルトガル人即教徒視したことが三九年の禁令となりついで四〇年来朝の使節に対する処置となつたものであつたが、其後教師の密入国も跡を絶えたのを見、理性に立返つたことが四七年の処遇となつたものと考えられる。ここに鎖国政策への一つの定型はこの機より始まり以後いわゆる祖法化したとみるべきであらう。

1 Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia Anno 1640—41 Batavia 1887. Pp. 144—5

一六四〇年のマカオ使節に関する一資料

- 2 Boxer, C. R. A Portuguese Embassy to Japan (1644—1647) London, 1928. P. 158
- 3 Relacion del ilustre. PP. 47—54

尚本資料閲覧の機を与えられた熊本大学原田教授に対し感謝の意を表したい。

**A Document on the Portuguese Embassy to Japan
in 1640.**

by K. Yanai

In 1639 the Tokugawa Shogunate issued the ordinance to prohibit the Portugese to trade with Japan, but the Portuguese

authorities of Macao still intended to maintain the friendly relations with Japan and dispatched the embassies in 1640. The Shogunate punished severely and beheaded them.

I present here a document on this affair, which has been recently found in the Matsui Ms., preserved in the Kumamoto University Library, and consider the relation with the Siqueira Misson in 1647.